

(別紙)

健感発 0611 第 2 号
令和 2 年 6 月 11 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 121 号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力を依頼していることを申し添えます。

(別添)

健感発 0611 第 1 号

令和 2 年 6 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 121 号) が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の概要

令和 2 年 12 月 31 日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 52 号) 第 11 条第 1 項又は第 2 項において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととした。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第 2 項の規定中第 11 条第 2 項に係る部分は、令和 2 年 3 月 8 日から適用する。

3 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

○厚生労働省令第百二十一号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 令和二年十二月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者が当該事情が消滅した後は、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 平成二十八年十二月三十一日までの間、平成二十八年熊本地震の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の狂犬病予防法施行規則附則第二項の規定中第十一條第二項（同條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分は、令和二年三月八日から適用する。